

リサイクルステーション

- ◇と き 3月2日(日) 午前9時～11時(時間厳守)
 ◇と ころ 市役所駐車場 ※雨天の場合、市役所正面玄関前にて実施します。
 ◇回収対象 市内在住者で、一般家庭のものに限ります。
 ◇回収品目 ①新聞 ②雑誌 ③折り込みチラシ ④段ボール ⑤紙箱(ビニールなどがついていれば取り除きます。金・銀はくでコーティングされたものは、可燃物に出してください) ⑥牛乳パック(内側にアルミはくがついている物は回収しません・きれいに洗い、切り開いてお持ちください) ⑦使用済み食用油[事業所などは、酒井商店(可児市鳩吹台・TEL 65-3211)へ] ⑧古着(冬物衣料品、布団、毛布などは回収しません)
 ※古着は、①東南アジアへ衣料品として輸出 ②工場のぞうきんとして利用 ③綿の原料としてリサイクルされているため、回収するものを限らせていただきます。
 ※各自で必ず分別してきてください。

アルミ缶回収

- ◇と き 3月2日(日) 午前9時～11時
 ◇と ころ 市役所西館前
 ◇買い上げ価格 1kg 50円
 ※価格は、回収時の相場により変動することがあります。
 ※アルミ缶の搬入は、必ず時間内をお願いします。
 ※時間帯によっては混雑し、お待たせすることがありますのでご理解ください。
 ※アルミ缶以外(スチール缶・ナベ類・スプレー缶・アルミはくなど)は持ち込まないでください。
 ※アルミ缶は必ず水洗いをして乾かし、つぶさないでお持ちください。

半月前、新聞折込広告を見て、パソコン内職の資料を取り寄せました。業者からは、「教材を購入して勉強し、試験に合格すると在宅でできる仕事を紹介する。」

◇相談

長引く不況のなか、家計を切り盛りしている主婦をターゲットに、架空の儲け話でお金をだまし取る悪質商法が後を絶ちません。最近、内職を世話すると偽って高額なパソコンを買わせるパソコン内職トラブルが目立ってきています。「仕事を世話する」「収入も確保する」などのセールストークにのっただばかりに思わぬ落とし穴に陥ったという被害がでています。

今後は被害を未然に防止するために情報提供します。

パソコン内職の落とし穴にご用心!



消費生活相談情報
 中濃地域振興局振興課
 電話 0574-25-3111

月々5万円ほどの収入にならんと説明され、契約しました。しかし、契約書をよく確認すると、パソコンと教材の購入契約(50万円)だけで、仕事の内容や報酬については何も書かれていませんでした。

◇処理

その後、別の業者から、会員制在宅業務者紹介システムの申込書が送られてきました。会員になるには会費が必要だったり、報酬についての説明もあいまいで信用できなくなつたので解約を申し出たら、「これは商品の売買契約でクーリング・オフ期間は8日間である。期間はとうに過ぎている。解約はできない」と断られてしまいました。どうしたらいいでしょうか。

これは、「仕事の紹介」・「収入の確保」という名目で勧誘して、パソコンと教材を購入させているので、業務提供誘引販売取引(注1)にあたります。「特定商取引に関する法律」では、業務提供誘引販売取引の契約解除期間(クーリング・オフ)は20日間と定めています。従って、この相談の場合、契約書面を受け取ってから15日目であったのでクーリング・オフができます。そこで、契約解除の書面を業者と信販会社に通知したところ、無条件で解約ができました。

また、今後、再勧誘や嫌がらせの電話があつてもはつきり断るよう伝えました。

(注1)
 「内職をしませんか」といって収入が得られることを説明して勧誘をし、応募してきた消費者に、仕事をするために必要だからという理由で、資格や技術習得のための講座の受講契約をさせたり、パソコンやソフトなどの購入契約をさせる取引のことをいいます。「うちで提供する仕事をすれば収入になるから、そこから支払いをすれば大丈夫。残りは収入になる」と勧誘するケースが一般的です。きっかけは、電話勧誘や新聞・チラシの求人広告が多くなっています。

消費者へのアドバイス

- ・契約前には、仕事の内容・報酬についてよく確認しましょう。
- ・契約後の場合は、20日間のクーリング・オフ制度を利用しましょう。
- ・約束が守られない場合は、業者に解約を申し出るとともに、信販会社に対しては分割支払を止める手続きをしましょう。
- ・うまい話には落とし穴があると疑って、契約は慎重にしましょう。